

広島県告示第九百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年七月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
自然現象の種類	原因となる自然現象の発生原因	広島県庄原市西城町西城、同市西城町入江及び同市西城町八鳥地内			
土石流	崩壊 急傾斜地の	横町住宅(四 二五七)	横町住宅(四 二五七)	表区域 示の	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	区域の名称	
西川谷川(五 三九四)	荻野(三八四 六)	横町住宅(四 二五七)	横町住宅(四 二五七)		
土石流	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	崩壊 急傾斜地の	自然現象の種類	自然現象の種類
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で政行進災域の条の 定令に害等等砂二示 め第八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法	号三律の土戒定第区域 年施推砂区す九域 で政行進災域の条の 定令に害等等砂二示 め第八平す止お災項及 事十成る対け害にび 項四十法策る警規法
西川谷川(五 三九四)	荻野(三八四 六)	横町住宅(四 二五七)	横町住宅(四 二五七)		

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。